

【議会・行政の責務等研究グループ】

・ 今回の討議内容

前回到引き続き、「自治条例の必要性」を主テーマに意見交換

・ 各委員からの意見・要旨

- 2 - 1・住民の代表による議会であるが、間接民主主義(議会制民主主義)の限界を感じる。今後、住民の関わり方を変える意味でも、民意を直接取り入れる制度(住民投票制度など)が必要である。
- 2 - M1・一概に「緑」と言っても、その内容は多様で広範である。市有地、民有地、生産性のある緑、宅地内の緑・・・それぞれの範囲、捉え方を分けて考えていく必要があるのではないかと。
 - ・北本の緑を管轄している行政組織というのはどのようなになっているのか。
 - 田畑の関係は農業委員会、公園たとえば桜公園、運動公園、街区公園などは都市計画課です、一部で指定管理者の管理もありますが、総合的には都市計画課が担当です。公園の中には公有地ばかりでなく交通安全子供広場のように民有地を借り上げている部分もあります。雑木林や山林は、市が借りているもの以外は、それぞれの所有者が管理をしており市が管理することはありません。
- 2 - M2・行政が緑を守ることに限界を感じる。民有地の緑を残していくための対策として、税制面での優遇、補助金等、財政面の支援も必要ではないかと。特に雑木林の減少が顕著である。
 - 保護地区(税と同額補助)として指定する。あるいは、市民緑地制度(相続税免除)などもある。
 - ・緑の管理といった意味では、雑木林などは都市計画課の公園緑地担当が管理をしていて、緑のマスタープランも同じ担当で管轄している。私も都市計画課に行き調べてみたが、公共用地の緑は当然市が管理をしている。民有地でも雑木林などでは公共が何らかの形で緑を守ろうという仕掛けがある。それは、昭和54年に緑地保全要綱が出来て、それによって行っているもので南小学校の西側の雑木林は西後保護地区といって持ち主は個人であるが、市が固定資産税と同額を負担して緑を保護している。もう一つは、市街化調整区域ではあるが高尾阿弥陀堂保護地区がある。このほかに、平成14年の中央緑地保護要綱による高崎線沿線の長さ1.5km、幅20mの雑木林を保護している。
 - また、雑木林全体の面積がどう変わっているのかについては、どこの課も把握していないのが現状のようである。
 - (委員より、環境審議会での緑の面積についての資料提出あり)
- 2 - M3・緑については、市有地の緑のように公の緑と、民有地の緑に大別され、民有地の緑は田畑のような生産緑地と、宅地内の緑のようにいくつかに分けられると考える。そしてそれぞれの緑について保全の方法も異なるであろうし、管轄する行政組織も異なっていると考える。
 - 「緑に囲まれた健康な文化都市」にうたわれる緑を、公共の緑のみで維持しようというのは財政的にも無理であって、緑の保全には民有地の緑を対象に考えなければならないであろう。
 - ・宅地の緑を増やすための方策として「宅地の最低開発面積を現在より大きく、例えば330㎡にす

る条例を作るべきだ」という提案を市民がする場合を想定して、条例に盛り込む内容を考えてみた。

注1) 現在の北本市の条例では、市街化調整区域についての最低敷地面積は200㎡、宅地に関する条例はなく指導要綱として110㎡である。

従来はこのような市民の提案は、行政や議員に対する陳情という形をとらざるを得なかったし、この提案に対する審議や回答の形式は決まっていなかったと思える。

住民自治条例は、このような提案に対する審議と回答を担保しようとするものであると考えるが、具体的な条項としては、

「市民からの提案があった場合は、提案を受けた行政か議会は一定期間内にこれを審議し、結果と結果に至った理由を開示しなければならない」といった内容が必要であると思える。

この場合、提案する先は行政なのか、議会なのかについては、まだ判断がつかない。反面、誰の提案でも無制限に受けることは出来ないであろうから、審査を行う「住民による機関」が必要と考える。

・住民による審査機関については、手持ちの資料に「 町住民基本条例(ひながた)」というものがあって、その中では地域審議会という名前で出ている。

- 2 - 2・民意を直接取り入れる方法として、市民が行政、議会に対し直接提案できる制度を条例中に設けてはどうか。例えば、市民委員会を組織して、「行政・議会は、市民委員会より提案を受けた場合、日以内に検討のうえ回答しなければならない。」と規定するなど。(住民による直接請求権との兼合いを研究することが必要)
- 2 - 3・市民が組織する団体により直接、行政や議会に対し政策提案や要望をする場合、気を付けなければいけないことは、そこで相反する意見があっても市民同士が話し合い、自ら合意形成し提案すること。そうでないと、それぞれが陳情・要望しているだけになってしまう。
- 2 - 4・市民や議会からの意見を可能な限り取り入れるため、条例作成途中での中間報告やフィードバックされた意見の反映が必要と考える。特に、市議会議員の本条例に対する考え方(見解)について、聞く機会を設定することも、今後必要ではないか。
・条例を作ったとしても、成立させるためには市議会を通さなければならないのであるから、われわれの作業について早い時期に議会側に説明する機会をつくる必要がある。また、場合によっては議員を懇話会に加えることも考えてよいのではないか。
- 2 - 5・緑を守る一つにしても、行政の守備範囲、市民の役割も明確でない。自治条例は、そのためのルールづくりではないか。
- 2 - 6・「民意」とは何か、どう把握するかのルールづくりが大切である。
- 2 - 7・議会の責務・役割を条例中に明確にしておく必要がある。また、市民による議会のチェック機能の強化が必要である。
- 2 - 8・この条例を作ったからといって、すぐ何か変わるのかと言えば、何も変わらない。その後が大事なのではないかと思う。
- 2 - 9・これからの行政は、単に情報を公開すればいいということではいけない。市民に対し積極的に、かつ分かり易く説明し、公開することが大切である。
- 2 - 10・市で策定されている計画は、内容は素晴らしいが、財源の裏づけがないことから、実際は実行に移されていないケースが多々みられる。自治条例では、計画策定の段階、予算編成等の各段階において、市民が参加(参画)できるルールづくりが重要である。